

世田谷区における民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集にかかるQ&A(認可保育所活用型)

No.	質問	回答
1	開設場所について、対象校を中心として半径800mを超えている場合でも、送迎バス等の用意ができれば提案可能ですか。	個別に判断いたしますので、公募時にご相談ください。
2	用途変更は必要ですか。	類似施設となるため用途変更の必要はありません。
3	定員に満たない場合、児童の追加募集は先着順で構いませんか。	構いません。募集の周知は十分行ってください。
4	民設民営放課後児童クラブに選定された場合、保護者への周知は、世田谷区が協力してくれますか。	保護者への情報提供は行う予定です。
5	月の途中の入退会の場合、利用料を減額する必要がありますか。	新BOP学童クラブでは下記制度がありますが、民設民営放課後児童クラブでの実施は任意です。実施しない場合は、入会児童募集時にその旨を保護者へ必ずご説明ください。 ※新BOP学童クラブにおける月途中の入退会における減額制度は、参考資料にて配付している最新の新BOP学童クラブ児童募集案内の利用料に関するページをご確認ください。
6	長期で利用ができない場合、利用料を減額する必要がありますか。	新BOP学童クラブでは下記制度がありますが、民設民営放課後児童クラブでの実施は任意です。実施しない場合は、入会児童募集時にその旨を保護者へ必ずご説明ください。 ※新BOP学童クラブにおける長期欠席時の減額制度は、参考資料にて配付している最新の新BOP学童クラブ児童募集案内の利用料に関するページをご確認ください。
7	新BOP学童クラブの延長利用料金はどのように設定していますか。	現在実施している新BOP学童クラブ実施時間延長モデル事業においては、下記のとおり設定しています。 ・月ぎめ利用：月額1,000円 ・スポット(日極)利用：1日あたり200円とし、月額上限を1,000円
8	入会金は設定してよいですか。	新BOP学童クラブには入会金の設定は行っていないので、入会金の設定・徴収はしないようにお願いします。
9	Wi-Fiの整備は必要でしょうか。	義務ではございませんので、事業者の判断にお任せします。
10	優先受入校の設定はどのようにしますか。	区と協議の上、決定します。
11	・施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(1)開設日、開所時間について 土曜日について、利用児童が多くないことが想定されますが、利用児童がすべて欠席であることが判明している場合、対象日を閉所とすることは許容されますか？またその際には土曜日の開所日数カウントが減り、長時間開所加算や運営日数加算が減るという理解でよろしいでしょうか。また、閉所しない場合でも、土曜日にすべての児童が閉所時間より前に帰宅した場合、終了後も19時まで職員を配置する必要がありますでしょうか？また閉所した場合は長時間開所加算の時間数に影響がありますでしょうか	土曜日については、新BOP同様に利用児童がいない場合も18時15までは開所をお願いします。 18時15分以降において、すべての児童が閉所時間より前に帰宅した場合は19時まで職員を配置する必要はありません。但し、急な利用申込みには対応できる体制は確保しておいてください。 閉所した場合は長時間開所加算の時間数に影響する可能性があります。
12	・施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(2)職員配置について 配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること、とありますが、審査基準等により、受入れ人数の上限や、児童の主訴や状況による受入れ可否を定めることは可能ですか。なお、その受入れにより、運営費補助の障害児受入推進事業や障害児受入強化推進加算の請求対象とできるかの審査や条件はどのように行われますか	配慮を要する児童の受け入れにあたっては、合理的配慮の視点にて検討をお願いします。その結果、受け入れができない場合は、申込み者に丁寧に説明していただくとともに、新BOP学童クラブとの情報共有をお願いします。 補助金の請求対象とできるかの審査や条件は下記の通りです。 ・職員の配置についてはシフト表等をご提出していただく予定です。 ・対象児童の審査については、手帳の写しや新BOP学童クラブにて使用している様式(児童表)と同様の書類を区に提出していただき、要件の有無を確認する予定です。
13	選考基準は区の選考基準に準ずる形でも良いのか。その場合区の基準を教えていただけるのか	新BOP学童クラブは定員を設けていないため、区としての選考基準はございません。
14	・登録児童が、優先受入校のBOPを利用したい場合は、どのような連携をとれば良いのか	児童は、直接BOPに行き登録を行ってください。 事業者としては、お迎え時間や待機場所について保護者や新BOPと調整をお願いします。

15	職員配置における「常勤職員」「補助員」の定義をご教示ください。 正社員・契約社員・非常勤職員(専任等)の雇用形態種別の指定はありますか。 また、契約社員・非常勤職員の場合、所定労働時間(120時間以上等)の定めはありますか。補助員は無資格でも可能という認識でしょうか。	下記のとおり定義しております。補助員は無資格でも可能としています。 常勤職員:原則として、一年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が週30時間以上(1日6時間以上)かつ月20日勤務している者であり、就業規則の直接適用がある職員(派遣職員は含まない。) 非常勤職員:上記常勤職員以外のすべての職員になります。人材派遣法上の派遣職員も非常勤に含むこととします。
16	・職員配置についてご教示ください。 休憩時間も含めて支援の単位ごとに3人以上の放課後児童支援員が常時必要か、配置していれば休憩時間等は考慮しなくてよいのかご教示ください。	休憩時間も含めて支援の単位ごとに3人以上の放課後児童支援員(うち1名補助員に代用可)が常時必要です。 ※職員配置人数については、今後、東京都認証学童クラブ制度の要件公表により変更となる場合があります。
17	・運営期間についてご教示ください。 受託が決定した場合、最低開業年数など、運営期間の定めはありますでしょうか。	最低開業年数は設けておりませんが、補助金交付に関する財産処分制限がございます。運営の中止、廃止をしようとするときは、子どものや保護者への生活の影響を踏まえ、わかり次第速やかにお知らせください。
18	・送迎事業について教えてください。 送迎引率のため、送迎のコアタイムとなる時間帯をご教示ください。 ・(仮にこちらで13 時便、14 時便、15 時便と時間指定をすることは可能でしょうか) ・送迎事業の引率者は無償ボランティア(シニア・主婦)への依頼は可能でしょうか。その場合でも「放課後児童クラブ送迎支援事業」の補助金の対象となりますでしょうか。	時間指定については、対象の保護者、区、新BOP、小学校と協議し合えば可能です。 引率者として無償ボランティア(シニア・主婦)へ依頼することは可能です。ただし、引率者を無償ボランティアのみとすることはできません。常勤職員又は非常勤職員も引率に加わることが必要です。
19	いつ頃から外部への公表は可能となりますでしょうか。(採用活動を進めるため)	詳細は日時は選定後にお伝えいたします。
20	・児童数が定員を埋まらなかった場合に対象となる補償等がありますでしょうか。	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の別表は定員に満たずとも申請できますが、児童数に応じて減額されるものもあります。 これを補償するような補助制度はありません。
21	様式が示されていない書類に関しては、フリーフォーマットでよろしいでしょうか。	フリーフォーマットで構いません。
22	・応募書類様式2「放課後児童健全育成事業の実績」に関してですが、弊社の施設数が多いため、記入内容の条件がすべて入っていれば提出する様式を変更してもよろしいでしょうか。	できれば、応募書類様式を使用していただきたいですが、記入内容の条件を満たしていれば提出様式を変更しても問題ありません。その場合、該当箇所にマーキングするなど分かりやすいようにしてください。
23	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置したが、障害児の利用実施ない場合でも障害児受入推進事業を申請できますか。	申請可能です。
24	障害児受入推進事業に加え、年間を通じて障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置したが、2人以上の障害児の利用実績がない場合でも障害児受入強化推進事業の申請は可能ですか。	利用実績がある月に関してのみ申請可能です。
25	放課後児童支援員等処遇改善等事業及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、算出された額の全てを職員に支給しなくてはならないという認識で間違いはないか。	職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものであるため、本事業の経費は全て上記費用に充てられる必要があります。
26	「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」p.3 第6条2に記載の登録児童数に15,000円を乗じて得た額×事業実施月分の補助金の補助対象経費に規定はございますでしょうか。	学童クラブ利用料の使用用途に準じてください。
27	・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の第6条の2について 補助金の交付額について、補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額とその事業にかかる総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額の合計額に、毎月初日の登録児童数に15,000円を乗じて得た額、とありますが、これは、「補助基準額で足りない費用」について、1人あたり15,000円/月の補填が、別表にある補助内容とは別に支払われるという理解で正しいでしょうか	1人あたり15,000円/月の補填が、別表にある補助内容とは別に支払われます。

28	・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の別表(第4条、第5条、第6条関係)の、「2. 障害児受入推進事業」について 1支援の単位あたりの補助基準額について、これは受入れがあった対象月が年間のうち数か月でも満額支払われますか、もしくは月額が最大「補助基準額÷12か月」という理解でよろしいでしょうか。また障害児の人数が何名であっても1支援あたりの補助基準額は増減しないという理解で正しいでしょうか	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の別表 P21備考にありますとおり、事業実施月数に応じて補助額が決まります。1か月のみの実施であれば年額「補助基準額÷12か月」の補助額となります。 また、障害児の受入れがない月であっても、障害児を受け入れるために必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等の職員配置があれば対象になります。(職員配置も障害児の受け入れもない月は対象になりません。) 障害児の人数で増減はしません。
29	・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の別表(第4条、第5条、第6条関係)の、「5. 放課後児童支援員等処遇改善等事業」について 本補助額を請求するにあたり、国・都要綱に定められた業務に従事する常勤職員が1名以上在籍していれば1支援に対して補助基準額分の補助申請が可能と読み取れますが、所属する常勤人数や常勤職員の勤務時間数に定めはありますか なお、平成25年度の当該学童クラブ事業所に対する処遇改善が必須となっていますが、今回新規で開所する施設の場合、平成25年度時点で弊社が運営していた他クラブに所属する職員の当時の賃金と比べての改善が説明出来ればよいでしょうか	「5. 放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、都要項別添6の3(1)に規定する経費のみを対象としておりますので、国・都要綱に定められた業務に従事する職員(常勤職員でなくても構いません)が1名以上在籍していれば1支援に対して補助基準額分の補助申請が可能です。また、所属する人数に定めはありません。 新規で開所する施設の場合、平成25年度時点で運営されていた他クラブに所属する職員と同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較し、その額を超える部分が賃金改善額となります。ただし、賃金水準が大きく異なるような他クラブとは比較できません。
30	・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱(案)の別表(第4条、第5条、第6条関係)の、「7. 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」について この運営事務等を行う職員の月間もしくは年間の勤務時間数に定めはありますか	運営事務等を行う職員の月間もしくは年間の勤務時間数に定めはありません。
31	・世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱の、第14条について 補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、6月前までにその承認に係る申請をすると読み取れますが、6月前までの中止・廃止申請を行なえば、運営開始から中止・廃止までの期間について特に定めはないという理解で正しいでしょうか。最低限、本事業を継続する期間に定めがあればお知らせください。 また、14条の3において、中止又は廃止を承認した際に交付決定額を変更できるとありますが、これは、中止又は廃止時点で、区からの指示により、整備補助額の返金が発生するという理解で良いでしょうか。返金が発生する場合、運営年数が何年を超えた場合に返金が発生しないなどの設定はありますか	「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱第30条」及び「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱第31条」に財産の処分の制限があり、区長の承認が必要な場合があります。なお、補助要綱上に記載のある「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」については備考欄をご参照ください。 また、返金が発生する場合については、区が中止又は廃止の理由を総合的に判断して決定いたします。
32	・選考基準をオープンにするとのことだが、兄弟を優先したり、安全に送迎を行うために自宅が近くを優先したりすることがある。当社としてそれはオープンにしないがそこまでオープンにしないといけないか	お願いいたします。 補助金を交付するにあたっては、選考基準は公正かつ客観的なものが求められます。予め左記のような選考基準を公開しておくことで、保護者はその基準を踏まえ民設民営放課後児童クラブか新BOP学童クラブを選択することで、事業者と保護者でのトラブルを避けることもできます。
33	・「学校110当番」の設置は必須か。	「学校110当番」の必須ではありませんが、上限30万円の補助金の制度はあります。
34	・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業について、1支援の単位40名に対して3人以上配置した場合でも対象になるか？	対象になります。 但し、1支援の単位あたりの基準額は919,000円を上限とします。
35	保育園職員と学童職員の共用はどこまで認められますか。	職員の共用については、職員を基準以上に配置し、かつ職員の共用により支援の質が低下しないことが前提となります。基本的には放課後児童健全育成事業を実施できる職員体制を整えてもらうことになります。なお、調理員などの職員の共用は認められております。
36	開設時間は現在の園の開設時間と合わせなくてもよいのか。	必ず園と合わせなければならないルールはありません。園の状況や利用者のニーズに応じたものとしてご提案をしてください。

37	ランチルームやホール等を学童スペースとして利用する場合に、パーテーションのような簡易的なもので区画しても良いのか。	簡易的なパーテーションがどの程度のものかは事前にご相談ください。あくまで保育・放課後児童健全育成事業の活動内容を、それぞれどのように保障していくのかの考え方などを確認させていただき、判断することになります。
38	調理室を共用し、栄養士や調理員によるおやつを提供や食事の提供について、保育所管からの賃借料補助や人件費補助に影響はないのか。	調理室や、栄養士、調理員については、共用をしても保育からの補助に影響することはありません。